

花とみどりの相談所運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市都市公園条例及び花とみどりの相談所設置規則に定めるもののほか、花とみどりの相談所(以下「相談所」という。)の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(開所時間等)

第2条 相談所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

(1) 開所時間

午前9時から午後5時00分まで

(2) 休所日

- ① 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律178号)に規定する休日。ただし、当該休日
が土曜日に当たる日を除く。
- ② 日曜日及び月曜日。ただし、これらの日が①本文に規定する日に当たるときは、これらの日及び
火曜日。
- ③ 12月29日から1月3日まで。

(施設の使用)

第3条 相談所設置目的と同様の事業を行おうとする者が、相談所内の講習室及びホールを使用するときは、都市公園条例第4条の規定を準用し、別に定める申込書を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第4条 前条により使用承認を受けた時は、都市公園条例施行規則第12条1項のただし書きにより無料とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、相談所の管理及び運営について必要な事項は、所管部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。